

通報先	意義	現行法の保護要件	保護要件の緩和に積極的な立場からの主な意見	保護要件の緩和に慎重な立場からの主な意見
労務提供先等 (1号通報)	事業者内部における自浄作用の発揮を通じた法令遵守の確保	通報内容があると 思料すること	—	—
処分等の権限を有する行政機関 (2号通報)	外部の労働者からの通報を端緒とした行政機関の法執行力の強化 ⇒事業者内部での自浄作用が期待できない場合に必要	通報内容の 真実相当性 (信ずるに足りる相当の理由があること)	①真実相当性の立証負担が重い。 ②通報内容を裏付ける資料の収集行為等の責任を問われる可能性がある。 ③行政機関の法執行力を強化するために、要件を緩和すべき。 ④守秘義務を負う行政機関への通報であれば、風評被害等のおそれは小さい。	①内部情報の開示は、労働契約上の誠実義務違反であり、その免責は厳しく判断されるべき。 ②安易な通報により行政機関や事業者の負担が増えるほか、風評被害等のおそれもある。
その他の事業者外部<報道機関、消費者団体等> (3号通報)	第三者の関与を通じた違法行為の抑止、被害の拡大の防止 ⇒事業者内部での自浄作用や行政機関による是正が期待できない場合、生命・身体保護のために速やかに対応すべき場合に必要	通報内容の 真実相当性 (同上)	・上記①、②に同じ。	・上記①に同じ。 ・行政機関への通報よりも風評被害等による影響が甚大となる可能性が高い。
		特定の事由に該当すること (事業者内部等に通報すると、不利益取扱いや証拠隠滅がなされるおそれがある場合、生命・身体への危害のおそれがある場合等)	・左記の事由に該当することについての立証負担が重い。 ・名誉毀損行為の違法性阻却よりも要件が過重である。 ・事業者による内部通報制度の実効性向上への取組を促すために要件を緩和すべき。	・左記の事由はそれほど無理な条件ではなく、立証の負担は重くない。 ・事業者の正当な利益を侵害しないものに限定する必要がある。

(注)各通報とも、それぞれの保護要件を満たせば、他の通報の前置がなくとも保護される。